

8

雇い入れ後のコンプライアンスについて

従業員雇い入れ後の法令遵守（コンプライアンス）項目について、主なものを以下に示す。

【労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法等によるもの】

- (1) 賃金から購買代金、親睦会費など一部を控除して支払うときの労使協定書の作成（労基法第24条第1項）
- (2) 労働時間の適正な運用と記録及び法定労働時間を超える時間外・休日労働や深夜業に対する割増賃金の支払
(労基法第32条、35条、37条・労働時間の適正な把握の基準)
- (3) 時間外・休日労働を行う場合、労使協定の締結と労働基準監督署への届出
(労基法第36条)
- (4) 年次有給休暇の付与（労基法第39条）
- (5) 就業規則の作成、整備と周知及び労働基準監督署への届け出
(労基法第89条)
- (6) 労働者名簿、賃金台帳の作成と保存（3年）（労基法第107条、第108条）
- (7) 解雇権乱用の禁止（労働契約法第16条）
- (8) 最低賃金法で定める地域別の最低賃金の支払（最賃法第4条）
- (9) 定期健康診断の実施と異常所見者の事後措置、健康診断個人票の作成と保存（5年）
(労働安全衛生法第66条)
- (10) 雇用保険・社会保険への加入（雇用保険法、健康保険法等）

1) 施設外での研修の詳細

※各研修の詳細については、各団体にお問い合わせください。

①社団法人 全国老人保健施設協会

・職員基礎研修

新人（勤務2年未満）向け＝ケアに必要な基本的な知識を身につける。会員施設職員、賛助会員対象

・介護老人保健施設安全セミナー（基礎研修）

新人（勤務2年未満）向け＝転倒などの事故防止の基本を学ぶ。会員施設職員対象

・実地研修Aコース（基礎実技修得コース）

実務者（勤務1年以上）向け＝実習をととして基本業務を修得する。会員施設職員対象

・実地研修Bコース（専門実技修得コース）

実務者（勤務2年以上）向け＝専門分野のケアを先行施設の現場で学ぶ。会員施設職員対象

・リハビリテーション研修会

リハビリテーション実務者向け＝介護老人保健施設のリハビリテーションについてトータルに学ぶ。会員施設職員対象

・認知症高齢者ケア研修会

ケア実務者向け＝認知症高齢者がその人らしく暮らせるためのトータルケアを学ぶ。会員施設職員対象

・ケアマネジメント研修会

ケアマネジメントにかかわる実務者向け＝ケアマネジメントとケアプランの作成・評価技術を学ぶ。会員施設職員対象

・高齢者ケアプラン策定実践講座

ケアプランにかかわる実務者向け＝ケアプランの作成・評価技術を身につける。

・摂食・嚥下・栄養（全老健大会期間中の研修プログラム）

食べることにかわる実務者向け＝摂食・嚥下障害への対応と栄養ケア・マネジメント技術を身につける。

・リハビリテーション（全老健大会期間中の研修プログラム）

リハビリテーション実務者向け＝介護老人保健施設のリハビリテーションについてテーマごとに学ぶ。

・現場での認知症のケア

ケア実務者向け＝認知症高齢者ケアのさまざまな手法を学ぶ。

・中堅職員研修会

中堅クラス（勤務5年程度）向け＝さらに上のケアをめざすために必要な知識を身につける。会員施設職員対象

・介護老人保健施設安全推進セミナー

介護老人保健施設における安全面を視野に入れたセミナー。介護老人保健施設等での実務経験5年

以上の会員施設職員および正準会員を対象。

・施設内感染症防止対策指導者養成研修会

感染症対策指導者向け＝感染症対策の基本と最新知識を施設ケアの実践に適応させる方法を学ぶ。

会員施設職員対象

・管理者（職）研修会

管理者向け＝質の高い老健施設を運営するために必要な知識を学ぶ。会員施設の管理者（職）、介護老人保健施設開設予定者

・介護老人保健施設リスクマネジャー養成講座

会員の推薦を受けた者対象＝全老健リスクマネジャー資格取得のためのリスクマネジメントの基礎から実務までを学ぶ。

・介護老人保健施設経営セミナー

経営者向け＝安定的なサービス供給の基礎となる健全経営の方法を学ぶ。介護老人保健施設経営者・従事者対象

連絡先

社団法人 全国老人保健施設協会

〒105-0014

東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階

TEL：03-3455-4165

FAX：03-3455-4172

E-mail：info@roken.or.jp

ホームページ：http://www.roken.or.jp/index.html

②認知症介護研究・研修東京センター ユニットケア推進室

・ユニットリーダー研修

ユニットケアを行う介護保険施設の管理者および職員を対象としたユニットケア研修。

連絡先

認知症介護研究・研修東京センター ユニットケア推進室

〒168-0071

東京都杉並区高井戸西1-12-1

TEL：03-3334-2279

FAX：03-3334-2282

E-mail：unit-care@dcnet.gr.jp

ホームページ：http://www.unit-care.net/

③財団法人 介護労働安定センター

・ガイドヘルパー養成研修

視覚障害・全身性障害・知的障害のある方に対する外出時の移動の介護を行う者を養成。

・精神障害者ホームヘルパー養成研修

精神障害者の方が、居宅において日常生活を営むことができるように、食事、身体の清潔、住居の掃除等の必要なサービスを提供する者を養成。

・難病患者等ホームヘルパー養成研修

難病患者の方が、居宅において日常生活が営むことができるように、家庭での入浴の介護、家事等の必要なサービスを提供する者を養成。

連絡先

財団法人 介護労働安定センター

〒112-0012

東京都文京区大塚2丁目9番3号 住友不動産音羽ビル2階

TEL：03-5940-8021（代表）

FAX：03-5940-8022

E-mail：info@kaigo-center.or.jp

ホームページ：http://www.kaigo-center.or.jp/

④社会福祉法人全国社会福祉協議会および社団法人日本介護福祉士会

・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修会

実習指導者として介護福祉士養成校に登録されるために必要な研修。介護福祉士・現に実習指導者として従事もしくは、実習指導者になろうとする者対象。

連絡先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL：046-858-1355

FAX：046-858-1356

ホームページ：http://www.gakuin.gr.jp/

社団法人 日本介護福祉士会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目22-13 西勘虎ノ門ビル3階

TEL：03-3507-0784（代表）

FAX：03-3507-8810

E-mail：webmaster@jaccw.or.jp

ホームページ：http://www.jaccw.or.jp/

⑤各都道府県、指定都市で実施

・認知症介護実践研修

認知症介護に関する実践的な知識および技術を修得する。介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等を対象。

・認知症介護実践リーダー研修

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、介護保険施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成するための実践的研修。認知症介護業務に従事する職員で、認知症介護業務におおむね5年以上従事した経験を有しており、実践研修を修了している者。

・認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の事業所を管理・運営していくために必要な知識および技術を修得する。各事業所の管理者、認知症介護実践研修における実践者研修を修了している者を対象。

・認知症介護指導者養成研修

認知症介護に関する専門的な知識および技術、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法および教育技術等を修得する。対象は下記のア～エのすべてを満たす者。

ア：医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者

イ：①介護保健施設・事業者等に從事している者

②福祉境内学や養成学校等で指導的立場にある者

③民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者

ウ：認知症介護実践研修修了者

エ：認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、または講師として従事することが予定されている者

2) その他に活用が可能な助成金一覧

※各助成金の詳細については、各団体にお問い合わせください。

①独立行政法人 雇用・能力開発機構

・キャリア形成促進助成金—訓練等支援給付金

(1) 専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）

職員に専門的な知識・技能を習得させる内容の職業訓練等（OFF-JT）を受けさせる場合に、訓練実施に要した経費の2分の1、訓練実施時間に応じて支払った賃金の2分の1が助成されます。

(2) 短時間等労働者への訓練に対する助成（対象短時間等職業訓練）

雇用している短時間労働者に高度な技能・知識を習得させたり、正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるため、就業規則または労働協約に職業能力高度化支援制度または通常労働者転換制度を設け、それに基づいた職業訓練等（OFF-JT）を受けさせる場合に、訓練実施に要した経費の2分の1、訓練実施時間に応じて支払った賃金の2分の1が助成されます。

(3) 有期実習型訓練に対する助成（対象有期実習型訓練）

フリーターや子育て終了後の女性など、職業能力形成機会の少ない方を新たに雇用する場合等に、OJTやOFF-JTを効果的に組み合わせた有期実習型訓練を実施した場合は、OFF-JTに要した経費の2分の1、OFF-JT実施の時間に応じて支払った賃金の2分の1、OJTの訓練時間に応じて受講者1人に対して1時間につき600円、などが助成されます。

(4) 自発的な職業能力開発の支援に対する助成（対象自発的職業訓練等）

職員の自発的な能力開発を支援する制度（自発的職業能力開発経費負担制度および職業能力開発休暇制度）を就業規則または労働協約等に設け、職員の能力開発の経費を負担したり、職業能力開発休暇を与える場合に、能力開発にかかる経費の3分の1、職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じて支払った賃金の3分の1、などが助成されます。

・キャリア形成促進助成金—職業能力評価推進給付金

職員に厚生労働大臣が定める職業能力検定を受けさせる場合に、受検料の4分の3、受検時間に応じて支払った賃金の4分の3に相当する額が助成されます。

連絡先

独立行政法人 雇用・能力開発機構

〒231-8333

神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1-8 日石横浜ビル

TEL : 045-683-1111

FAX : 045-683-1271

ホームページ : <http://www.ehdo.go.jp/>

②財団法人 介護労働安定センター

・介護雇用管理助成金（平成21年度より廃止）

介護老人保健施設における従来のサービスに加え別の介護サービスを新規に実施したり、従来のサービスの質を改善したりする場合等において、雇用管理改善のための環境整理や教育訓練等を行った場合に、かかった経費の一部が助成されます。

・介護雇用管理制度等導入奨励金（平成21年度より）

介護老人保健施設の事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入し（既存の制度の見直しを含む）、かつ、雇用管理改善事業（採用・募集、健康管理、
など）を実施した場合に、その費用の一部が支払われます。

連絡先

財団法人 介護労働安定センター

〒112-0012

東京都文京区大塚2丁目9番3号 住友不動産音羽ビル2階

TEL : 03-5940-8021（代表）

FAX : 03-5940-8022

E-mail : info@kaigo-center.or.jp

ホームページ : <http://www.kaigo-center.or.jp/>

③財団法人 21世紀職業財団

・両立支援レベルアップ助成金

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、育児休業または介護休業を取得した者がスムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した場合等に助成金が支払われます。

連絡先

財団法人 21世紀職業財団

〒112-0001

東京都文京区白山5丁目1-3-101

TEL : 03-5844-1660

FAX : 03-5844-1670

ホームページ : <http://www.jiwe.or.jp/>

④各都道府県労働局

- ・介護基盤人材確保助成金（平成21年度より廃止）

介護老人保健施設における従来のサービスに加え別の介護サービスを新規に実施したり、従来のサービスの質を改善したりする場合等において、新たに介護福祉士やホームヘルパー1級等の特定労働者を雇用する場合は、1人当たり6ヵ月70万円を限度として最大3人まで助成金が支払われます。

- ・介護未経験者確保等助成金

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主への支援として助成金が支払われます。助成額は、介護関係業務の未経験者1人につき、6ヵ月間の支給対象期ごとに50万円です。支給は第1期・第2期に分けて行い、助成対象期間（雇い入れ日から1年間）に100万円まで受給できます。（ただし、1事業主につき3名までです）

- ・介護人材確保職場定着助成金（仮称）（平成21年度より）

新サービスの提供に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（訪問介護員（1級）等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等）を雇い入れた場合、特定労働者1人当たり6ヵ月で70万円まで助成金が支払われます。（ただし、1事業主につき3名までです）

- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金

従業員の作業負担軽減や腰痛対策のため、介護老人保健施設の事業主が介助補助器具（移動リフト等）の導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けた場合、介助補助機器導入にかかる所要経費の2分の1（上限250万円まで）が支払われます。

3) 介護福祉士国家試験の問い合わせ先

連絡先

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル

TEL：03-3486-7521

FAX：03-3486-7527

ホームページ：http://www.sssc.or.jp/

介護職員キャリアアップモデル例

職掌		職能基準		人事制度	賃金制度	人材育成制度		人事考課制度	
等級	業務	能力	資格・免許	役職名称	基本給 職能給	施設外での研修	施設内での研修	昇給昇格 賞与考課	評価の方法
9 管理職	施設経営	①戦略的な経営計画の企画・立案・推進 ②組織運営管理	・医師 ・都道府県知事の認可	施設長 (管理者)	施設長 ↓ 副施設長 ↓ 事務長 ↓ 科(課)長 ↓ 副科(課)長 ↓ 主任 ↓ 副主任	エキスパート研修 介護支援センター 介護老人保健施設	自己啓発	業績評価	推薦 人事考課 論文、面接
	管理業務	③経営層のサポート危機管理能力 ④プロジェクト管理能力	施設長を補佐するに相当する と評価する資格または経験 ・雇員管理責任者 ・主任介護支援専門員	副施設長 事務長		管理者(課)研修会 認知症実践研修 専門知識養成研修			
7	施設運営 管理業務	①事業計画策定への提言能力 ②危機管理能力 ③部下の育成能力 ④プロジェクト管理能力 ⑤総合力(士気高揚) ⑥職場の維持管理、人間関係まで含めた総合的な労務管理において、 適切な判断、対応がとれる	・介護支援専門員 ・ユニットリーダー ・施設内感染症防止対策指導者 ・介護福祉士養成実習施設実習指導者	科(課)長 副科(課)長	施設長 ↓ 副施設長 ↓ 事務長 ↓ 科(課)長 ↓ 副科(課)長 ↓ 主任 ↓ 副主任	エキスパート研修 施設実習指導者 介護福祉士養成実習 ユニットリーダー研修 対策指導者養成研修会 施設内感染症防止	目標管理活動	能力評価 勤務成績 評価 (貢献度)	推薦 人事考課 論文、面接
6	監督業務	①監督力 ②事業計画策定への提言 ③上級者不在時の災害発生に指揮をとることができる ④潜在的な問題について、予知・判断しながら問題発生することのできる		主任		施設外での研修 エキスパート研修 施設実習指導者 介護福祉士養成実習 ユニットリーダー研修 対策指導者養成研修会 施設内感染症防止	目標管理活動		
5	業務指導	①指導力 ②労務管理の手続き等の基礎知識があり、一応の判断・対応がとれる ③達成がかなり困難な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたることのできる		副主任		施設外での研修 エキスパート研修 施設実習指導者 介護福祉士養成実習 ユニットリーダー研修 対策指導者養成研修会 施設内感染症防止	目標管理活動	能力評価 勤務成績 評価 (貢献度)	推薦 人事考課 論文、面接
4	上級業務	①業務に関する経験をもとに、複雑な判断を要する業務を遂行できる ②標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたることのできる ③下級者の指導を責任者として行うことのできる		1級職員		施設外での研修 エキスパート研修 施設実習指導者 介護福祉士養成実習 ユニットリーダー研修 対策指導者養成研修会 施設内感染症防止	目標管理活動		
3	中級業務	①実務に関する比較的高度な知識および比較的高度な経験をもち、 応用的判断を要する業務を遂行できる ②問題解決法を身に付け、業務の改善や問題解決を実践できる ③下級者に自己の経験を生かし指導できる	左記に相当すると評価する他の 資格・免許 ・介護福祉士 ・ガイドヘルパー ・精神障害者ホームヘルパー ・難病患者等ホームヘルパー	2級職員		ボトムアップ研修 リハビリテーション研修 認知症介護実践研修 ホームヘルパー養成研修 難病患者等ホームヘルパー 養成研修 ガイドヘルパー養成研修 安全推進セミナー 介護老人保健施設 中堅職員研修会 (専門実務研修コース) 実地研修Bコース	●年間教育計画のフォローアップを行う ●年内教育計画を立て、実施を行う ●介護福祉資格取得 ●認知症ケア専門士試験	能力評価 勤務成績 評価 (貢献度)	人事考課
2	定型業務	①社会人・組織人・介護職員として自己を確立する ②通常の業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる ③下級者に自己の経験を生かしアドバイスができる	・ヘルパー1級 ・介護職員基礎研修	3級職員		チームケア研修 ケアマネジメント実践講座 認知症高齢者ケア研修会 リハビリテーション研修会 (介護支援研修コース) 実地研修Aコース	チャレンジ活動 ●年内教育計画を立て、実施を行う ・各疾患の理解および緊急時対応 ・ケアプラン作成 ・認知症の理解 ・チームケア ・トランススファーマー採用時研修 ・業務マニュアルによるケアの基礎知識 ・服務規律 ・接遇研修 ・個人情報保護法 ●プリセプターシップ		
1	補助業務	①社会人・組織人・介護職員としての基本的なスタンスを確立する ②実務に関する基本的知識をもち、一般的な判断を要する定型業務は補助的業務を遂行できる ③対人援助技術の基本を身につける	・ヘルパー2級	4級職員		ボトムアップ研修 安(基本)研修 介護福祉士 介護老人保健施設			

介護老人保健施設における介護職員キャリアアップシステム検討班一覧（敬称略）

班長

平川 博之 介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま 理事長

班員

高橋 壽雄	高橋人事労務管理事務所	所長
谷野 浩太郎	株式会社社会保険研究所	社会保険旬報 編集部長
根本 伊左夫	介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま	事務長
堀田 聡子	東京大学社会科学研究所	特任准教授
吉田 圭吾	介護老人保健施設あんず苑	事務長代理
渡辺 淳子	介護老人保健施設エンジェルコート	事務長
白井 充	社団法人全国老人保健施設協会	総務部長
吉田 康夫	財団法人介護労働安定センター	雇用管理部長
河内 房夫	財団法人介護労働安定センター	雇用管理部 雇用管理課長
篠原 紀芳	財団法人介護労働安定センター	東京支部 管理課長
宮崎 尚美	財団法人介護労働安定センター	東京支部

財団法人 介護労働安定センター

〒112-0012

東京都文京区大塚2丁目9番3号

住友不動産音羽ビル2階

TEL : 03-5940-8021 (代表) FAX : 03-5940-8022



社団法人

全国老人保健施設協会

〒105-0014

東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階

TEL : 03-3455-4165 FAX : 03-3455-4172